

答 申 案 件 の 概 要

| | | | | | | | |
|----------|---|------------|---|------------|-----|-------|---------|
| 件名 | 教育委員会事務局・教職員処分事例一覧についての一部開示決定処分に対する異議申立て（情報公開・個人情報保護審査会答申第12号） | | | | | | |
| 経緯 | 開示請求年月日 | 平成22年9月17日 | 異議申立て年月日 | 平成22年11月4日 | 担当課 | 開示決定等 | 教育庁教職員課 |
| | 開示決定等年月日 | 平成22年11月1日 | 諮問年月日 | 平成22年12月3日 | | 異議申立て | 教育庁教職員課 |
| 対象行政文書 | 教育委員会事務局・教職員処分事例一覧 | | | | | | |
| 本件処分の内容 | 一部開示決定（青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第3号該当） | | | | | | |
| | 開示しない部分 | | 開示しない理由 | | | | |
| | 所属、氏名 | | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 | | | | |
| | 職の一部 | | 個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。 | | | | |
| | 処分内容、処分月日、分類、事件概要の一部 | | 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 | | | | |
| 異議申立ての趣旨 | 本件処分において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」との理由により不開示とした文書について、不開示とした決定を取り消す。」との決定を求める。 | | | | | | |
| 審査会の結論 | 青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件処分において不開示とした部分のうち、「処分月日」及び「処分内容」については開示することが妥当である。 | | | | | | |
| 審査会の判断要旨 | <p><条例第7条第3号（個人情報）該当性について></p> <p>1 条例第7条第3号ただし書該当性について</p> <p>(1) ただし書イ該当性について</p> <p>ア 当審査会が調査したところ、文部科学省では、「公立学校の教育職員に係る懲戒処分等の状況調査」（以下「文科省調査」という。）を実施し、調査結果を教育委員会月報や同省のホームページ等で公表していることが認められる。</p> <p>同省のホームページで公表された「平成21年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（以下「文科省公表資料」という。）においては、「交通事故」、「争議行為」、「体罰」、「わいせつ行為等」、「公費の不正執行又は手当等の不正受給」、「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの」、「個人情報の不適切な取扱いに係るもの」及び「その他」のそれぞれの処分事由ごとに懲戒処分等の状況が一覧表形式で掲載されているほか、「体罰」、「わいせつ行為等」、「公費の不正執行又は手当等の不正受給」、「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの」、「個人情報の不適切な取扱いに係るもの」については、それぞれの一覧表において、縣市名、処分年月日、懲戒処分の種類等が記載されている。</p> <p>イ このため、実施機関に対し、対象行政文書に記録された情報のうち、処分内容、処分月日、分類及び事件概要の一部（以下「本件情報」という。）が「慣行として公にされている情報」に該当しないかどうかについて説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「文科省公表資料と比較した場合、「処分内容」及び「処分月日」については一致しているが、「分類」及び「事件概要」については一致しておらず、「慣行として公にされている情報」とは言えない旨述べているところである。</p> | | | | | | |

当審査会が文科省公表資料に記載された情報と本件情報を比較したところ、本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類については一致したが、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間に係る情報はなく、また、「分類」及び「事件概要」については、同一であるとは認められなかった。

ウ 文科省公表資料がそのホームページに掲載されているということは、誰でも閲覧することができる状態にあるものであり、また、当審査会が調査したところ、平成19年度以降の文科省調査に係る調査結果についても、同ホームページに掲載されていることから、文科省公表資料に記載された情報は、慣行として公にされている情報であると認められる。

エ 以上のことから、本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類は、文科省公表資料に記載された情報と同一であり、「慣行として公にされている情報」であって、条例第7条第3号ただし書イに該当する。

(2) ただし書ロ該当性について

本件情報がこれらに該当しないことは明らかである。

(3) ただし書ハ該当性について

本件情報は、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行をした職員に対する懲戒処分等の身分取扱い上の処遇に係る情報である。

懲戒処分等の対象となった職員に係る部分には、当該懲戒処分等の対象となった職員の職務に関連する部分がないとも言えないが、職員が懲戒処分等を受けたことは職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものでもある。

このことからすると、本件情報は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

2 条例第7条第3号本文該当性について

(1) 特定の個人の識別可能性について

ア プライバシーに関する情報は、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に確保されるべきであるが、一方、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、条例第7条第3号本文では、「特定の個人を識別することができるもの」とし、包括的に個人識別情報を規定しているものである。

そして、当該個人識別情報には、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれ、これは、個人識別情報を更に広げる附加的規定である。このことから、「他の情報」の範囲によって、不開示情報の範囲が本来の個人識別情報の範囲を大きく超えて拡大することになれば、それは、条例が想定していないところであると言える。この点については、開示された情報のみでは特定の個人を識別することはできないと言いが、開示された情報とほとんど等しいもの、すなわち、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取り扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当である。

もっとも、このような解釈によって個人識別情報に該当しないとしても、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る場合には、条例第7条第3号本文後段の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することとなるものである。

よって、本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類に係る部分以外の特定の個人の識別可能性については、上記の考え方を踏まえて検討する。

イ 本件処分では、所属、氏名、職の一部が開示とされているため、本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類に係る部分以外は、それ単独ではもとより、これらを組み合わせたとしても、一般人の立場からは、特定の個人を識別することはできないと認められる。

また、文科省公表資料において処分年月日や懲戒処分の種類に係る情報が公表されているが、これらの情報を組み合わせたとしても、一般人の立場からは、特定の個人を識別することはできないと認められ、その他一般人が通常入手し得る情報に関し特段の事情も存しないことから、本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類に係る部分以外については、特定の個人を識別することはできないと認められる。

(2) 個人の権利利益を害するおそれについて

ア 実施機関は、本件情報を開示しない理由として「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」としているが、具体的に

は、本件情報は、「職員の懲戒処分の公表基準」（平成14年4月11日決定。以下「公表基準」という。）の2(3)の「児童生徒が被害者で当該児童生徒の権利利益が害されるおそれがある場合」に該当させて、懲戒処分時において公表事項の全部を公表しなかった事案（以下「本件未公表事案」という。）に係るものであるため」とし、「本件未公表事案は、当事者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在している上、その一部でも公表した場合には、事案の内容が世間一般の興味をひき、さらに詮索・追求されることにより、被害児童生徒の権利利益が害されるおそれがある」としているところである。

そして、「例えば、懲戒免職を受けた被処分者が学校を去る場合に、学校では一身上の都合による退職であると児童生徒、保護者に説明しているところ、処分内容、処分年月日が明らかになった場合には、これらの事実を関連付けて被害者が誰なのか、何が起こったのか等詮索・追求することが考えられる」、「被処分者及び被害者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在していることから、一部の情報であっても、公表した場合には、個人の特定につながる」とし、また、「本件未公表事案はいずれもその被害者及び保護者から、事実が公にならないことについて強い要望があった」とした上で、「被害者及び保護者の意向に反してまで懲戒処分に関わる概要を公表し、詮索、追求された場合には、発達過程にある児童生徒である被害者に与える精神的動揺が非常に大きく、さらに大きな心の傷を負わせることも起こり得る」としているところである。

イ そこで、当審査会が本件情報を公にすることによる被害児童生徒の特定可能性、権利利益の侵害の内容・程度について改めて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件行政文書の処分事例は、おおむね処分月日順に記載しているため、おおよその処分月日は推測することができ、仮に「処分内容」、「分類」又は「事件概要」のみを開示した場合であっても、推測した「処分月日」と「分類」を組み合わせることによって、その周辺に突然教員が辞めた学校では、教職員や児童生徒、保護者やその教員を取り巻く関係者の間で勘繰られたり、何が起こったのか、被害者が誰なのか等詮索・追求され、被害児童生徒に結び付く可能性がある」とし、「新聞報道された場合には、処分月日により被処分者の目星を付けた者が、その当時被処分者に親しい存在であった被害児童生徒に目を向け、詮索、追求する可能性もあるほか、実際に被害児童生徒自身の氏名が挙げられない場合であっても、精神的に不安定になり、学業、生活に大きな支障が生じる可能性がある」としている。また、免職以外の処分の場合であっても、「本件未公表事案の被害児童生徒は、事件により動揺し精神的に不安定になったことから、特別の対応をしたが、周りの児童生徒は、被害児童生徒がそのような状況にあることを見ていることから、新聞報道された内容と関連付けて、被害児童生徒に目を向け、詮索、追求する可能性もあるほか、実際に被害児童生徒自身の氏名が挙げられない場合でも、精神的に不安定になり、学業、生活に大きな支障が生じる可能性がある」としている。

ウ 「処分内容」に記載された懲戒処分の期間」について

(ア) 本件情報のうち、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年9月青森県条例第57号）の規定による特定の懲戒処分の効果としての期間である。上記1(1)で検討したとおり、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類は「慣行として公にされている情報」であり、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間を公にしたとしても、公表された懲戒処分の期間が新たに判明するだけであって、関係者が被害児童生徒を識別し、又は被害児童生徒が詮索・追求されるおそれがあるとまでは認められない。

(イ) よって、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

エ 「分類」について

(ア) 「分類」には、文科省公表資料における特定の「処分事由」をより細分化した情報が記載されており、当該情報に係る行為は、実施機関が主張するように、「世間一般の興味をひく」ものであって、被害児童生徒にとっては、通常他人に知られたくない、機微にわたる情報であると認められる。

(イ) 本件情報は、児童生徒に関わる事案に係るものである。このため、その懲戒処分が被処分者の身分や勤務状況など外形上の変更を伴うものである場合は、被処分者が属する学校の他の教職員、児童生徒、保護者らは、公にされている処分年月日や懲戒処分の種類を組み合わせることによって、被処分者を認識し、又は推測することが可能となると認められる。一方、当該懲戒処分が外形上の変更を伴わない場合であっても、被害児童生徒にはその学校で特別の対応が行われていることから、少なくともその周囲の児童生徒や関係者は、公にされている処分年月日や懲戒処分の種類を組み合わせることによって、特別の対応が行われていた児童生徒が被害児童生徒であることを認識し、又は推測することが可能となると認められる。

(ウ) そのような状況において、「分類」に記載された情報を公にした場合、当該情報が(ア)のような性格を有するものであることも踏まえると、当該関係者が、被害児童生徒が誰であるのか、被害児童生徒に何があったのかを具体的に推測し、又は詮索・追求するおそれが生ずることは否定できず、そのことにより、被害児童生徒が受ける社会的・精神的ダメージは、大きいものがあると認められる。

(エ) よって、「分類」に記載された情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められる。

オ 「事件概要」について

(ア) 「事件概要」には、被害児童生徒の性別等のほか、「分類」に係る行為のおおまかな状況が記載されており、事件の具体的な内容に係る当該情報は、一般的には、被害児童生徒にとり、正に他人に知られたくない、機微にわたる情報であると認められる。

(イ) このため、当該情報を公にすると、関係者が、被害児童生徒に生じた事情などについて推測し、又は詮索・追求するおそれや、それにより被害児童生徒が受ける社会的・精神的ダメ

ージは、エで検討した「分類」に記載された情報を公にした場合と比較しても、より一層強く、大きいものであると認められる。

(ウ) 加えて、「事件概要」に記載された情報を公にした場合、被害児童生徒の性別などが明らかとなるほか、「分類」に係る行為の状況が相当程度明らかとなるものである。このため、当該情報と、公にされている処分年月日及び懲戒処分の種類を組み合わせることによって、被害児童生徒が識別され、又は詮索・追求されるおそれにより強くなるものと認められる。

(エ) よって、「事件概要」に記載された情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

カ その他

実施機関は、本件情報を不開示とした具体的な理由については、本件情報が本件未公表事案に係るものであるためとし、被害児童生徒及び保護者から事実が公にならないことについて強い要望があったことも踏まえている旨述べている。

しかし、実施機関が未公表事案としたこと自体は、実施機関が定めた公表基準に基づく判断であり、このことが、直ちに条例上の不開示情報に該当することを意味するものではない。本件情報が不開示とすべき情報であるかどうかは、条例で定める不開示情報の要件に則して判断しなければならないものである。

すなわち、本件情報に係る行為の性質、状況等当該事案の内容を総合的にしんしゃくした上で、本件情報を公にすると、当該被害児童生徒の権利利益を害することとなるのかについて、具体的・客観的に判断する必要がある。

被害児童生徒や保護者からの非公表の要望も、この意味において、判断要素の一つに止まる。本件情報が個人の権利利益を害するものであるかどうかの判断は、当該要望の有無のみによって決定されるものではない。

(3) 以上から、本件情報のうち、「分類」及び「事件概要」に記載された情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号本文に該当すると認められる。

<結論>

以上のとおり、本件情報には、条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、「処分月日」及び「処分内容」を開示することが妥当である。